

鳴門市市民活動支援のための貸出公用車要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において市内の団体が行う公益的活動を支援するため、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年鳴門市条例第35号）第7条の規定に基づき、市が所有する自動車（以下「公用車」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出公用車の指定)

第2条 貸出すことができる公用車（以下「貸出公用車」）は、別表のとおりとする。

(貸出対象者)

第3条 貸出公用車は、次に掲げる市内の団体に貸出すものとする。

- (1) 地区自治振興会
- (2) 町内会又は自治会
- (3) 安全、防災、教育、福祉、環境、文化、スポーツ等関係団体
- (4) その他市長が特に必要と認める団体

(使用目的)

第4条 貸出公用車は、次に掲げる目的に使用する場合に貸出すものとする。

- (1) 団体が主催する公共の福祉のための催し等を行う場合
- (2) 防犯・防災活動を行う場合
- (3) 道路、河川、公園その他公共の場所の環境美化活動を行う場合
- (4) その他公益性のある活動で市長が必要と認める活動を行う場合

2 前項の規定にかかわらず、営利活動、宗教活動、政治活動等に使用する場合には、貸出公用車の貸出しを行わない。

(使用区域)

第5条 貸出公用車を使用できる区域は、市内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出期間)

第6条 貸出公用車の貸出期間（12月29日から翌年1月3日までの日は除く。）は、連続して5日以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用申請)

第7条 貸出公用車を使用しようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、使用しようとする日の1月前から7日前までの間に、鳴門市市民活動支援のための貸出公用車申請書兼誓約書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 貸出公用車を運転する者（以下「運転者」という。）の運転免許証の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 3 申請書の受付は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

（使用の許可）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、相当と認めるときは鳴門市市民活動支援のための貸出公用車許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

- 2 市長は、前項の許可に条件を付することができる。
- 3 市長は、公務に支障がある場合は、貸出公用車の貸出しを許可しないことができる。

（使用許可の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出公用車の使用の許可（以下「使用許可」という。）を取り消し、現に使用中であっても返還を命ずることができる。

- (1) 災害等その他の事情により、貸出公用車を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 運行上その他の事情で貸出公用車に支障が生じたとき。
- (3) 申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (4) この要綱又は使用許可の際に付した条件に違反したとき。
- (5) その他市長が使用することが適当でないと認めるとき。

（転貸等の禁止）

第10条 許可を受けた申請者（以下「使用団体」という。）は、貸出公用車を転貸し、又は使用許可を受けた目的以外に使用してはならない。

（貸出し及び返却）

第11条 使用団体は、市長が定めた貸出公用車の保管場所（以下「保管場所」という。）において、貸出公用車の貸出しを受け、及びこれを返却するものとする。

- 2 使用団体は、貸出公用車の使用を終えたときは、使用した相当分の燃料の補給及び清掃を行い、当該貸出公用車を保管場所に返還しなければならない。
- 3 使用団体は、運行状況等を鳴門市市民活動支援のための貸出公用車使用報告書（様式第3号）に記載し、市職員又は市長の指定する者の確認を受けなければならない。

(車両の使用)

第12条 運転者は、貸出公用車を使用するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令を遵守し、安全運転に努めなければならない。

2 運転者は、貸出公用車の使用にあたって、善良な管理者の注意をもって車両の適切な管理に努めなければならない。

(事故の報告)

第13条 運転者は、貸出公用車の使用により交通事故が発生したときは、道路交通法その他関係法令に定められた措置を取らなければならない。

2 使用団体は、貸出公用車の使用により交通事故が発生したときは、速やかに鳴門市市民活動支援のための貸出公用車事故報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 運転者又は使用団体は、前項に規定する報告書のほか、損害保険会社に提出する書類その他市が必要とするものを速やかに提出しなければならない。

4 運転者又は使用団体は、交通事故の示談交渉を行ってはならない。

(損害賠償等)

第14条 運転者は、交通事故により第三者に損害を与えたときは、市と協議し、事故を早期かつ円滑に解決するよう努めなければならない。

2 貸出公用車の使用により市が損害賠償責任を負った場合は、市は使用団体に対して、次に掲げる部分を除く範囲において求償することができる。

(1) 市が加入する一般自動車保険で補填される部分

(2) 市の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償責任に関する部分

3 運転者が、故意若しくは重大な過失により車両を損傷し、又は亡失したときは、使用団体の責任において原状に回復し、又は市に対しその損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

No.	種類	登録番号	定員 (人)	最大積載量 (kg)	燃料	変速機
1	軽トラック	徳島 480 さ 1851	2	350	ガソリン	AT

様式第1号（第7条関係）

鳴門市市民活動支援のための貸出公用車申請書兼誓約書

年 月 日

(宛先)
鳴門市長

申請者 団体名
代表者 住所
氏名
電話番号

鳴門市市民活動支援のための貸出公用車要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 使用日時
- 2 使用目的
- 3 使用場所
- 4 運転者 氏名 電話番号
住所

※添付書類 運転者の免許証の写し

使用に関する誓約書

鳴門市市民活動支援のための貸出公用車要綱（以下「貸出要綱」という。）に基づき、次の事項を確認の上、借り受けます。

- 1 道路交通法その他の関係法令を遵守します。
- 2 事故等で第三者又は貸出公用車に損害を与えた場合、その賠償に要する費用のうち、鳴門市が加入している一般自動車保険で補填されない部分については、すべて申請者の負担とします。ただし、法令及び貸出要綱に反した使用により発生した損害については、すべて申請者の負担とします。
- 3 貸出公用車に積載した荷物等の損害、破損、事故等については、すべて申請者の負担とします。
- 4 その他事故等の際し、鳴門市に一切の迷惑及び損害をかけません。
- 5 上記のほか、貸出要綱を遵守し、かつ、市の指示に従い使用します。

様式第2号（第8条関係）

鳴門市市民活動支援のための貸出公用車許可書

年 月 日

様

鳴門市長

鳴門市市民活動支援のための貸出公用車要綱第8条第1項の規定により、次のとおり許可します。

- 1 使用日時
- 2 使用目的
- 3 使用場所
- 4 運転者 氏名 電話番号
住所

鳴門市市民活動支援のための貸出公用車要綱（以下「貸出要綱」という。）に基づき、次の条件を付して、貸出公用車を貸出します。

- 1 道路交通法その他の関係法令を遵守してください。
- 2 貸出公用車の使用前に安全点検を行った上で運転してください。
- 3 許可内容に変更があるときは、速やかに申し出てください。
- 4 災害等その他の事情により、貸出公用車を公用又は公共用に供する必要があるときは、許可を取り消すことがあります。
- 5 貸出時に貸出公用車の燃料が一杯に補充されているかを確認し、返却時に同様の状態にした後に返却してください。
- 6 事故が発生したときは、直ちに事故処理及び市への電話連絡をし、速やかに鳴門市市民活動支援のための貸出公用車事故報告書を提出してください。
- 7 事故等で第三者又は貸出公用車に損害を与えた場合、その賠償に要する費用のうち、鳴門市が加入している一般自動車保険で補填されない部分については、すべて申請者の負担とします。ただし、法令及び貸出要綱に反した使用により発生した損害については、すべて申請者の負担とします。
- 8 上記のほか、貸出要綱を遵守し、かつ、市の指示に従い使用してください。

様式第3号（第11条関係）

鳴門市市民活動支援のための貸出公用車使用報告書

年 月 日

（宛先）
鳴門市長

報告者 団体名
代表者 住所
氏名
電話番号

鳴門市市民活動支援のための貸出公用車要綱第11条第4項の規定により、
次のとおり報告します。

1 使用日時

2 使用目的

3 使用場所

4 運転者 氏名 電話番号
住所

5 走行距離 使用前の走行距離 k m
使用後の走行距離 k m
貸出中の走行距離 k m

6 事故の有無 有 ・ 無

7 毀損の有無 有 ・ 無

8 その他

様式第4号（第13条関係）

鳴門市市民活動支援のための貸出公用車事故報告書

年 月 日

(宛先)
鳴門市長

報告者 団体名
代表者 住所
氏名
電話番号

鳴門市市民活動支援のための貸出公用車要綱第13条第1項の規定により、
次のとおり報告します。

1 使用目的

2 事故種別 物損事故 人身事故 その他

3 事故発生日時 年 月 日 曜日 時 分頃 天候

4 事故発生場所

5 運転者 氏名 電話番号
住所

6 免許証番号及び種類
免許取得年月日 年 月 日

7 相手方 氏名 電話番号
住所
車両名
車両登録番号

8 事故発生状況及び傷害等の状況

9 事故現場図